

ばい煙発生施設の排出基準等に係る立入検査

横山新紀 石井克巳 内藤季和 井上智博 渡邊剛久 大橋英明 竹内和俊

2011 年度は大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に対する立入検査をのべ5事業所5施設で実施した。

また、この他にダイオキシン対策特別措置法に基づく立入検査において、3事業所数3施設数で試料採取を行った。

結果概要は下表のとおりであり、1事業所においてばいじん濃度が環境保全協定値を、ばいじん排出量が

協定に基づく年間計画値を超過した。この施設については同年度中に改善確認立入検査を実施し、基準値を下回ったことを確認した。

なお、この他の施設は全て基準値を満たしていた。

表 2011 年度立入検査結果

対象施設名	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		塩化水素		ガス分析		煙道条件			
	換算濃度 (g/m ³ _N)	排出量 (kg/h)	換算濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	換算濃度 (mg/m ³ _N)	排出量 (kg/h)	CO ₂ (%)	O ₂ (%)	水分 (%)	温度 (°C)	湿りガス (m ³ _N /h)	乾きガス (m ³ _N /h)
加熱炉1	0.026	0.06	45	0.022	10	0.022	—	—	1.6	18.5	4.8	181	2,400	2,200
ガスタービン1	—	—	9	0.67	—	—	—	—	3.4	15.5	9.2	152	74,000	67,000
ボイラー1	0.058	9.8	23	4.0	2	0.34	—	—	14.1	5.5	15.7	180	200,000	170,000
ボイラー2	0.011	1	86	7.9	—	—	—	—	9.8	5.0	15.0	112	120,000	99,000
ボイラー3	※1	< 0.1	25	4.1	—	—	—	—	13.5	6.1	17.0	164	220,000	180,000

※1 定量下限値未滿

揮発性有機化合物排出施設の排出基準等に係る立入検査

竹内和俊 内藤季和 井上智博 横山新紀 石井克巳 渡邊剛久 大橋英明

2011 年度には大気汚染防止法に基づく V O C 排出施設に対する立入検査を 2 事業所 5 施設について実施した。

結果概要は下表のとおりであり、1 事業所については測定値の算定及び排出基準の適否を明らかにで

きなかった。これは、多数の処理装置を順番に使用しながら操業する工程のため、全ての処理装置の排気測定が実施できなかったためである。

なお、他の 1 事業所については排出基準を満たしていた。

表 2011 年度立入検査結果

事業所名	施設名	施設種類	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	適否
A事業所	化学製品製造に供する乾燥施設1号	1	—	600	—
	化学製品製造に供する乾燥施設2号	1	—	600	—
	化学製品製造に供する乾燥施設3号	1	—	600	—
B事業所	塗装施設に供する乾燥施設1	3	42	600	適
	塗装施設に供する乾燥施設2	3	43	600	適

項	施設の種類
1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設
2	塗装施設(吹付塗装に限る)
3	塗装施設の用に供する乾燥施設
4	印刷回路用鋼張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
5	接着の用に供する乾燥施設
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る)
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る)
8	工業製品の洗浄施設
9	揮発性有機化合物の貯蔵タンク